

事務連絡
令和8年7月31日

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
こどもの居場所づくり
防災（避難所・福祉避難所） 所管部局 御中
災害救助

こども家庭庁長官官房参事官（総合政策担当）
こども家庭庁成育局成育環境課
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難支援担当）

被災したこどもの居場所づくり及び避難所運営における意見反映について（周知）

標記については、既に、各自治体において、所要の対応を講じていただいているものと存じますが、今後の更なる取組に当たり参考にしていただきたい点をお知らせしますので、内容について御了知のうえ、一層の取組を進めていただくとともに、管内市町村に周知・助言をいただきますよう、お願いいたします。

なお、内容については、末尾にポイントをまとめてお示ししております。また、ご不明な点やお困りの点等ありましたら、遠慮なく、末尾に記載の連絡先までご相談ください。

記

被災したこどもへの対応については、「災害時のこどもの居場所づくり」手引きでお示しているように、生活環境が激変し、暴力等にさらされるリスクも増大しやすいことを踏まえ、できる限り早く各避難所や地域等においてこどもの居場所を設置することが重要です。また、「こどもの居場所づくりに関する指針」（令和5年12月22日閣議決定）においても、「災害時などの非常時こそ、こどもの声を聴き、こどもの権利を守ることが必要である。災害時においてこどもが居場所を持ち、遊びの機会等が確保されるよう配慮することは、こどもの心の回復の観点からも重要である。」ことが明記されています。

つきましては、令和8年熊本地震において被災したこどもたちにも、心の回復につながる、安心・安全に過ごすことができる居場所が確保されるよう、こども・若者の声を聴き、また、既存の地域資源である児童福祉施設や民間団体等や全国から支援に駆けつける有志の方々とも連携をしながら、被災したこどもの居場所づくりに御対応くださいますようお願いいたします。なおその際、「災害時のこどもの居場所づくり」手引き（別添「災害時の

こどもの居場所づくりに関するチェックリスト【発災時】」等）や、ハンドブック・動画・研修資料を活用いただき、取組の促進に努めていただきますようお願いいたします。

また、「「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）」（平成 28 年 4 月内閣府（防災担当）令和 6 年 12 月改定）においては、「女性・子供への配慮」として、「女性や子供のニーズについて意見が反映できる環境を確保する」ことがチェックリストに盛り込まれております。また、非常時におけるこども・若者の意見反映、社会参画の在り方については、「第 2 版こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン等を踏まえた取組の推進について（依頼）」（令和 8 年 5 月 29 日）等で周知を図ってきたところです。

被災地における避難所の運営等に当たっても、「こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく」（「こども大綱」令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）という観点から、こども・若者の意見が聴かれ、反映される環境が整備されるよう、児童福祉施設や民間団体等とも連携をしながら、御対応くださいますようお願いいたします。

なお、取組に当たっては、「第 2 版こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」（こども家庭庁長官官房参事官（総合政策担当）令和 8 年 5 月改定）及び「非常時のこども・若者の意見反映等の手引き～平時から取り組むべきこと～」を参考にさせていただきますよう、お願いいたします。

(ポイント)

・「災害時のこどもの居場所づくり」手引き P53 より

災害時のこどもの居場所づくりに関するチェックリスト【発災時】

		行政(広域)	民間団体
発 災 直 後	情報共有・意見交換のための窓口を、行政側・民間団体側でそれぞれ一元化し、どこが窓口になっているかを確認する。		
	自治体や災害中間支援組織等が主催する情報共有会議に出席する等し、他の支援団体と連携・調整ができる体制がとられている。		
	情報共有会議の中に子ども支援部会が設置されている。		
	子ども・若者に関わる個人情報の扱いについて等、課題となり得る内容についての行動規範を作成し、署名している。(できれば平時に作成しておくことが望ましい)		
	被災地の外から支援に入る団体の受け入れ窓口が明示されている。		
	各避難所に1か所ずつ、また避難所外にいる子ども・若者のために適切な規模で、子ども・若者が安全・安心に過ごせる居場所を設置運営する。(発災後2-3日以内を目安に)		
中 長 期 的 な 対 応	既存の子ども・若者の居場所(学校・保育園・幼稚園・子ども園・学童保育所等)をなるべく早期に復旧する。		
	子ども・若者自身がSOSを発することができるとする仕組み(相談窓口や意見箱等)を設けている。		
	発災後の時間の経過に伴う子ども・若者を取り巻く環境の変化を把握するため、子ども・若者や保護者を対象としたモニタリング(聞き取り等)の機会を設けている。		
	仮設住宅への引っ越し等による環境の変化を踏まえ、支援から抜け落ちている子ども・若者がいないか情報を収集している。		
	国・自治体による助成金や、中間支援組織による支援の枠組み等について、情報を収集し、民間団体同士で共有する仕組みがある。		
	助成金への申請が不慣れな団体等への支援として、申請書の書き方講座の実施や、相談窓口の設置等の取組を行っている。		
地域復興計画等に対し、子ども・若者が意見や希望を表明する機会(会議への参加、聞き取り、意見箱等)が設けられている。			
報道機関の取材が子ども・若者に十分配慮した方法・内容となるよう、対応を検討するための窓口・体制が設けられている。			

災害時のこどもの居場所【望ましい環境整備】

居場所の開始時期
・ 発災後2、3日以内に居場所を確保することが望ましい。
居場所の設置場所
・ 各避難所に1か所ずつ設置すること。
・ 避難所外で生活する子ども・若者も念頭に、バスによる送迎や、ブレイカー等による移動式の居場所の提供も検討し、全ての子ども・若者が居場所にアプローチできる環境整備を目指すこと。
居場所の空間デザイン
・ 発災前の「日常」に近い子ども・若者の居場所になるよう、子ども・若者が普段から使い慣れている場所の活用等の工夫をすることが望ましい。
・ 危険な場所等がある場合には、動線を示す等して安全を確保する。
・ 出入口はできるだけ一つにし、子ども・若者の出入りを確認するとともに、不審者の立ち入りを防ぐ。
・ トイレや水道の場所、安全な経路等を確認し、子ども・若者にわかりやすく掲示する。
・ 清潔に保つため、掃除のための衛生用品等を用意することが望ましい。
求められる役割
安全・安心な場の提供／遊びの場の提供／学習の場の提供／食事やおやつ提供／情報の提供
物資の提供／相談支援／子ども・若者の主体的な活動の場の提供
必要な配慮
・ 親を亡くした子どもや、家族と離れて暮らしている子どもへの配慮
・ アレルギー疾患のある子どもへの配慮
・ 障がいを持つ子どもや、外国語を母語とする子ども等への配慮
・ 家族への支援や介入の必要性がうかがえる子どもや、支援が届きにくい子どもへの配慮

・非常時のこども・若者の意見反映について（第2版「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」「非常時のこども・若者の意見反映等の手引き」概要資料）P14より

非常時の意見反映 10の配慮

こどもまんなか
こども家庭庁

(1) こども・若者の安全・安心を守る

支援や関わりの中でこどもを傷つけることがないよう、適切なアプローチや守るべきことを、おとなの間ですり合わせ、共通認識をもつ。

(2) 話したくなる環境づくり

いつもの場所、仲間のいる空間などリラックスできる場所と、こども・若者が「誰に話すか」を選べる環境をつくる。

(3) 無理のない参加への配慮

それぞれの状況に合わせて参加できるよう、対話の機会やアンケートなど複数の手段を用意する。言わない、参加しない選択も尊重する。

(4) こども・若者のタイミングを尊重

本音を言えるタイミングはこどもそれぞれ。言いたいことを待ち、こどものペースに合わせて受け止める。

(5) 「大丈夫」を鵜呑みにしない

こども・若者は、「おとなは今大変」「自分より辛い思いをしている人がいる」と考え、思いや意見を口にできない場合がある。言えない気持ちがあるかもしれないことを念頭に置く。

(6) 明るい話題も話せる雰囲気づくり

嬉しかったことや明るい出来事も遠慮せず話れる雰囲気をつくり、いつも通り過ごせる環境を確保する。

(7) 分かりやすい情報提供

刻々と状況が変化する中でもこども・若者が意見を表明できるよう、こども・若者にとって重要な情報を、その時点に応じて適切に提供する。

(8) 「若者として」の意見表明の確保

若者がこどもをサポートする役割を担っていたとしても、若者として、自身のニーズや不安、考えを表明できるようにする。

(9) 保護者の理解促進

こどもが意見反映の取組に参加しづらくならないよう、保護者への説明や結果のフィードバックをする。

(10) 声を聴かれにくいこども・若者への配慮

多様なこども・若者の意見を聴く際の困難性に配慮し、支援者等と十分に連携しながら、意見を伝えやすい環境づくりをする。

(参考)

1, 「災害時のこどもの居場所づくり」手引き

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/ed7b9ebf-b482-4bcc-b257-e02fb46f70cb/e8557c97/20251127_policies_ibasho_saigaiji_01.pdf

2, 「災害時のこどもの居場所づくりについて」(こども家庭庁ホームページ)

※ 災害時のこどもの居場所づくりに関する広報・啓発資料(ハンドブック・研修資料・動画資料)を掲載しています。

<https://www.cfa.go.jp/policies/ibasho/saigaiji>

3, 第2版こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン

※第4章に、非常時のこども・若者の意見反映について記載しています。

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/c119e091-4218-4bd1-8297-4c735a2754d7/fb7a292c/20260529_research_emergency-child-youth-voice_02.pdf

4, 非常時のこども・若者の意見反映等の手引き～平時から取り組むべきこと～
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/c119e091-4218-4bd1-8297-4c735a2754d7/abf63597/20260529_research_emergency-child-youth-voice_03.pdf

5, 避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）
https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/2412hinanjo_guideline.pdf

以上

<連絡先>

【意見反映について】

こども家庭庁長官官房参事官（総合政策担当）

こども意見係

担当：加藤、齊藤

電話：03-6859-0055

Email: sougouseisaku.kodomoiken@cfa.go.jp

【居場所づくりについて】

こども家庭庁成育局成育環境課

居場所づくり係

担当：佃、大山、兒玉

電話：03-6861-0229

Email: seiikukankyou.ibasho@cfa.go.jp

【避難所運営ガイドラインについて】

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（避難支援担当）付

担当：林、井上

電話：03-3501-5191（直通）

Email: hinanjochosa.d4c@cao.go.jp